

令和 8 年度 障害者青年教室補助事業の対象となる教室の要件等

No.	内 容
①	障害者青年教室補助事業は、 <u>社会教育</u> の視点から障害のある青年に学習の機会を提供することを目的に実施するものとします。
②	開設科目については、各事業所の実情に合わせるものとします。ただし、音楽、体育、書道、リズム体操、パソコン講習、華道、茶道、陶芸、絵画等の学習活動とし、学習活動として認められない事業については対象となりませんのでご注意ください。
③	平成 28 年度より実施回数に上限を設けておりますが、 <u>昨今の厳たる財政状況におきまして限られた予算内で実施させていただくため、こちらの項目の遵守をお願い致します。</u> ----- 教室の科目数及び実施回数は、平成 28 年度より原則として、月 2 回、年間 24 回を上限としています（ <u>回数は施設ごとであり、科目ごとの上限ではありません</u> ）。ただし、前年度の実績がない事業所の教室開催は月 1 回とし、年間 12 回を限度とします。
④	事業実施期間は、事務手続きの都合上 4 月（交付決定日）～3 月 15 日にてお願いいたします。また、実施報告書類の提出期限を設けます。
⑤	実施時間は、1 科目につき 1 時間以上とします。
⑥	補助内容は、教室開設にあたっての講師謝礼とし、補助金は 1 回あたり 3,000 円（所得税含む）とします。ただし、3,000 円未満の場合は支払額とします。
⑦	講師への謝礼金の支払いに関し、領収書は必ず保管してください。
⑧	補助金の額は、各事業所の申込み数と全体の予算を考え合わせたうえ、調整し決定します。